

指名競争入札参加者選考調書

調 達 件 名	手稲稲積公園ユニットハウス借受	
発 注 課	建) みどりの管理課	
No.	競 争 入 札 参 加 者 ( 案 )	指 名 競 争 入 札 理 由
1	(株) アライブ	(地方自治法施行令第167条第3号該当)
2	エスケーリース (株)	<p>本件は令和2年4月1日に指名見積合せを行ったが、本来は原則、一般競争入札により行うべきものであったことから、契約締結前に契約事務を中止とした。</p> <p>また、履行開始日については、ユニットハウスを利用する団体に対して著しく支障をきたすおそれがあることから、これ以上の後ろ倒しは不可能である。</p> <p>以上のことから、一般競争入札の場合、契約締結から履行開始までの期間が短くなり、十分な準備期間を確保できないことを理由とする入札不調のおそれがあるため、一般競争入札に付すことが不利と認められる。</p>
3	(株) キョーリツ事務機	
4	三和物流サービス (株)	
5	(有) ツヴァイト	
6		
7		
8		
9		
10		
11		<p>1 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。</p> <p>2 札幌市内に本店を有すること。</p> <p>札幌市契約事務取扱要領第43条において、300万円未満の物品購入等の指名競争入札の参加者数は3人以上と規定されている。</p> <p>また、中止の原因が本市の不備によるものであることから、財政局管財部契約管理課の見解に基づき、前回の被指名者に他の者を加え、前回被指名者数の1.5倍を目安として選考を行った。</p> <p>以上のことから、上記1及び2の条件を満たす者のうち、当該準備期間で履行可能な能力が認められる2者を前回の被指名者3者に加え、5者を選考する。</p>
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

決 定 日	令和2年4月6日
-------	----------